

事務連絡
令和3年6月4日

各保険医療機関 様

高知県国民健康保険団体連合会

診療報酬明細書の請求における留意点について

本会の診療報酬等審査支払業務につきましては、日頃より格別なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険中央会並びに全国の国民健康保険団体連合会では、厚生労働省等との検討を踏まえ、国民皆保険下における平等な医療サービスの提供を目的として、令和4年10月に向けて診療報酬明細書（以下、「レセプト」と記載。）の審査におけるコンピュータチェックの全国統一を進めています。

つきましては、レセプトの請求にあたってご留意いただきたい事項を下記にまとめましたのでご確認くださいとともに、適正なレセプト請求になお一層のご協力をお願いいたします。

記

1. レセプトの傷病名については、傷病名マスターで定められる傷病名コードをご使用ください。また、診療開始日の古い傷病名の見直し、適切な転帰の設定など、傷病名の整理に努めていただきますようお願いいたします。

※傷病名マスターの確認は、厚生労働省保険局運用の「診療報酬情報提供サービス」のサイトをご利用ください。

2. 医薬品の請求にあたっては、適応、用法、用量等をご確認のうえ、適正な請求に努めていただきますようお願いいたします。

以上

高知県国民健康保険団体連合会
審査課 第2係：088-820-8405
第3係：088-820-8406